

延 監 第 117 号

令和 3 年 3 月 10 日

令和 2 年度

定期 監 査 報 告 書

(令和 3 年 1 月実施分)

延岡市 監 査 委 員

令和2年度 定期監査報告書

1 監査の対象

〔企画部〕 地域・離島・交通政策課

〔農林水産部〕 水産課

〔商工観光部〕 工業振興課

〔都市建設部〕 用地調査課

消防本部・消防署

2 監査の期間

令和3年1月5日 から 同年1月29日 まで

3 監査を実施した監査委員

監査委員 野 下 美智江

監査委員 林 田 淳 子

監査委員 長 友 幸 子

4 監査の対象項目

次の項目を中心に監査を行った。

なお、今年度は、安易な随意契約はないか、積算設計等の不明瞭な業務委託契約はないか、契約履行の検査や補助事業の実績確認は適正か、適切に財産管理がなされているかを重点項目として監査を行った。

- (1) 歳入事務（調定、現金取扱いなど）
- (2) 契約に関する事務（契約手続き、履行確認など）
- (3) 補助金等の交付に関する事務（交付手続き、実績報告など）
- (4) 財産の管理に関する事務（貸付・使用許可手続き、使用料等の徴収など）
- (5) 物品の管理事務（台帳管理、現物確認など）
- (6) その他（各課室等の固有の事務）

5 監査の方法等

監査は、各課室等の財務に関する事務の執行状況及び関連事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。監査の方法は、あらかじめ資料の提出を求めた上で、抽出による関係書類の確認、実査及び担当職員に対する質問等により行った。なお、監査の対象としたのは、原則として令和元年度及び令和2年度分（監査日現在まで）である。

6 監査執行上の除斥

監査執行に当たり、長友監査委員は消防本部・消防署に係る事項について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

7 監査の結果

対象課室ごとの監査の結果は、以下のとおりである。

なお、事務処理上留意すべき軽易な指摘事項については、既に対象の課室長に対し、口頭で指導をしたので記述を省略する。

企画部

地域・離島・交通政策課

事務処理は適正なものと認められた。

農林水産部

水産課

事務処理は適正なものと認められた。

商工観光部

工業振興課

事務処理は適正なものと認められた。

都市建設部

用地調査課

事務処理は適正なものと認められた。

消防本部・消防署

事務処理は適正なものと認められた。